

## 北宋前半期に於ける廢監租佃の問題

古川, 新平

<https://doi.org/10.15017/2339014>

---

出版情報 : 史淵. 44, pp.89-115, 1950-08-15. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 北宋前半期に於ける廢監租佃の問題

古川新平

## 目次

### 序言

一、廢牧機關とその變遷

Ⅰ 馬政機關

Ⅱ 牧馬機關

二、廢牧の實態

Ⅰ 牧馬數

Ⅱ 孳生率と病馬拋死率（以上本輯）

三、牧地の實態

Ⅰ 牧地面積

Ⅱ 牧地の土性及び民田と牧地の關係

四、牧馬不振の因と其の對策

Ⅰ 牧馬不振の因

Ⅱ 牧馬不振の對策

五、廢監租佃の問題

Ⅰ 廢監租佃の論據と實際

Ⅱ 牧地租佃による利入

Ⅲ 廢監後の國馬補強策

結語

北宋前半期に於ける廢監租佃の問題

## 序 言

宋代馬政史上戰馬補強策として残えられるものに、市馬と牧馬があるが、其の内容に就ては、時代と共に多少の變遷が見受けられるようである。而て其の馬政々策の内容を北宋にとつてみれば、市馬に券馬・省馬・括馬・社馬等の法があり、牧馬に關しては牧馬・戶馬・保馬・給地牧馬等の法があつて、時勢の推移と共に變轉して來たようである。就中戰馬補強の最も重要な對策として考えられるものは牧馬法であり、殊に北宋にあつては此の官營牧馬の是非が馬政々策上の中心課題となつたようである。而して此の課題の最も重要なものの一つとして取扱われたものが「廢監租佃」の問題であつて、是は特に財政的に破綻した仁宗朝後半期に於て群臣の間に活潑に論議されたる馬政史上の重要問題であつた。従つて本題を所有る角度から詳察することは、結局王安石による保馬法施行の根本的因由を明白にするものであつて、ここに本題の史的意味が見出されるのである。

尙ほ本稿が取扱わんとする北宋前半期とは、太祖の建國當初（九六〇）より英宗の治平末年（一〇六七）までの約一百年間を指すものであつて、此の間その廢牧機關最も充實し、馬官制並に同法制條目も整い、又牧・市馬の實績が最も顯著であつたと考えられるのは眞宗の大中祥符年間であつて、此の祥符年間を中心に、同時代の馬政の實態は牧・市馬共に太祖・太宗朝（九六〇—九九七）、眞宗朝（九八八—一〇三三）、仁宗・英宗朝（一〇三三—一〇六七）の三期に區分されるが、其の推移は前進・充實・衰退の相であつて以下章を追うて説述したい。

# 一、廐牧機關と其の變遷

## I. 馬政機關

北宋前半期に於ける廐牧機關は在京諸坊監(廐<sub>内</sub>)と諸州監牧(廐<sub>外</sub>)とに分れ、前者は左・右驥驥院使により、後者は諸州群牧事によつて管領されたが、尙ほ此の外特殊機關として京師諸州共に病馬務が存置せられた。而て是等廐牧機關は市馬機關と共に中央群牧司の統轄を受けるものであつて、國馬の政は専ら本司によつて統領せられたのである。

先づ、馬政最高機關としての群牧司より順次説明せんに、太祖は建國當初五代の制を承けて左・右飛龍院を京師に置き、左・右飛龍使各二人を据いて院務を分掌せしめた。次で太宗の太平興國五年(九八〇)飛龍院を改めて天廐坊とし、飛龍使を天廐使と革めて國馬の政を管掌せしめ、更に同帝の雍熙四年(九八七)には天廐坊は再び改められて左・右驥驥院となり、天廐使も同様左・右驥驥使と革められるに至つたが、此の時より眞宗咸平三年(一〇〇〇)九月庚寅中央に群牧司が設置せられる迄の間、國馬の政は皆驥驥院監官によつて專領せられた。

さて、第二期眞宗朝の咸平三年九月以降、從前驥驥院によつて管掌されて來た國馬の政務が群牧司に移され、爾來本司廳が北宋前半期に於ける馬政最高機關であつたことは、續資治通鑑長編(以降長編と省略す)卷四七、咸平三年九月の條に

略。上。庚寅。始置群牧司。命樞密院直學士陳堯叟爲制置使。馬政。舊皆驥驥兩院監官專之。於是。内外廐牧之事。

自驥驥院而下悉聽命於群牧司也。(宋史。兵志。馬政。咸平三年條同記事。)

とあるによつて明白である。尙ほ本司廳に於ける職員組織に就て一瞥すれば、宋會要・職官志・太僕寺の項には、群

收制置使・同群牧制置使・群牧使・同群牧使・群牧副使・群牧都監・群牧判官の七等の職階が擧げられているが、此の中同群牧制置使並に同群牧使は常置の官ではなく必要に應じて置かれたようである。而て廳内の人員機構に關しては周圍の狀況により増減置廢があつたが、詳細に就ては都合により割愛することにする。

次で第三期仁宗・英宗朝に於ける中央馬官制は前代と殆ど變化なく、治平四年六月十七日(神宗即位未改元)同州沙苑監が陝西提舉監牧司に隸屬し、又神宗熙寧元年(一〇六八)河南北兩監牧司が設置され、都監一員を置いて河南北諸監を統轄して樞密院に直屬する迄、群牧司によつて國馬の政が專領され、内外諸坊監は統領せられた。

以上、群牧司廳を中心<sup>註1</sup>に當百年間の中央馬官制並にその變遷に就て考察して來たのであるが、廳内使臣中諸州監牧と最も緊密なる關係に在る者は都監・判官で、彼等は毎歲交る代る諸州に出で坊監を巡檢し、國馬の蕃息せるものを點印報告するの任務を有した。尙ほこの外に左・右廂馬監なるものがあつて群牧司に隸し、兩廂共に提點以下都勾押官・勾押官・押官各々一員を据いて諸州監牧の督察・牧地の檢括を掌つた。

## II. 牧馬機關

次に内外廐牧機關の研索へ歩を進めたい。先づ内廐機關の設置に就いて見るに、太祖朝に在つては別に内廐坊は設置されず、太宗註2の太平興國年間帝が諸軍戰馬を閲視してその甚だ闕乏していることを知り、直ちに詔して吏民馬の括買を行い、或は同五年に兵を范陽に進め汾・晉・燕・薊地方の馬匹を大量に獲得した<sup>註2</sup>こと等に因つて内帑充牣した爲、景陽門(京師)外に天駒監四を創つたが、更に雍熙四年新に麒麟院が設置され馬政を總攬すると同時に、左・右天廐坊は左・右天駒監四と共に之に隸屬せしめられ閑廐馬の牧放を行つた。是に於て京師の内廐は整頓せられ、通例是等

二坊四監を在京諸坊監と稱んで在外諸州監牧と對置し、爾來内廐坊の置廢なく英宗治平末年に及んだようである。以  
 主要約すれば左表の如くである。

代		年	號	西	紀	中央馬政官廳(長官)	内廐	機	關	
太	宗	建	國	當	初	九	六	〇	左・右飛龍院使 (左・右飛龍院使)	諸州馬務に於て牧放
		興	平	五	年	九	八	〇	左・右天廐坊使 (左・右天廐坊使)	左・右天馴監四
雅	熙	四	年	九	八	七	左・右驥院使 (左・右驥院使)	左・右天馴監四	左・右天廐坊二	

かく中央に於て廐牧の制が確立されると共に、諸州に於ても之が設置が行われた。即ち長編卷一・太宗太平興國五年春正月の條によれば

國初。但有左右飛龍二院。以左右飛龍使各二人分掌。時諸州監牧多廢。官失其守。國馬無復消息。太祖始置養馬二務。又興葺舊馬務四。以爲放牧之地。分遣中使詣邊州歲市馬。自是閑廐之馬始備。云云。

とあつて、太祖が國馬充實の爲、始めて養馬務二を置き、又舊馬務四を興葺して放牧の地を作つたことが知られる。今是等養馬務二・舊馬務四なる地が如何なる州に所在していたかは俄かに断定し難いが、宋會要・兵・監牧・諸州監務の條を參酌し乍ら筆者の推定を加えれば、長編誌す所の「始置養馬二務」の養馬二務とは、太祖の建隆初年濮州に同二年洺州にそれぞれ新設されたもので、後の澶州鎮寧監(開寶八年濮州より澶州に移轉)及び洺州廣平監に當るものであり、「又興

葺舊馬務四」なるものは、後の衛州洪水監・鄴州原武監・同州沙苑監・相州安陽監の四監牧に相當するものであつて、是等四馬務は五代に設置されていたものを興葺したものである。而て是等六馬務は宋史・兵志・馬政・景德二年の條に誌す在外諸州十四監牧の濫觴である。尙ほ此の外に、同時代に實存していたと思われるものとして後の河南府洛陽監及び白馬靈昌監(河南府)があるが、前者は五代後唐の小馬坊の在つた所で、後唐明宗長興元年右飛龍院と改稱された。其後の消息は不明であるが、北宋の興國五年牧龍坊に改められていることを以てすれば、太祖の乾徳の頃から復活されたのではないかと考えられる。尙ほ白馬靈昌監は舊と龍馬監と稱せられていたものであつて、宋代には入つて牧龍坊に改められ、北宋の景德二年(一〇〇五)七月に靈昌監と改名されている事實よりすれば、これも太祖の建國當初か或は乾徳の頃に復活されたものと思われる。總じて太祖朝に於ける監牧の數は建隆年間六、乾徳以後八であつたと見ておきたい。

次で太宗即位し宋の國馬は前朝に比し急激に増多し、中央官廳として左・右驥驥院、内廐として京師に天駒監四・天廐坊二が増修されたことは前述の如くであるが、これと前後して諸州にも牧地が新に開拓せられ、或は太祖朝に創置興葺された馬務の擴充強化が行われたことは想像に難くない。即ち宋史・兵志・馬政・太平興國四年の條によれば

上。略。又詔。擇豐曠地。置牧龍坊八。以便牧養。(宋會要。兵。雜錄馬政六。太平興國四年條。同文。)

とあつて、豐曠の地を擇んで牧龍坊八が設置されたことを述べているが、然し此の八龍坊の所在州に就ては何等言明してゐないのである。さて此の牧龍坊八の所在州の解明に當つて先づ考うべきことは、是等八龍坊が新規に創置されたものか、それとも先に批定した太祖朝の六馬務が是等の中に含まれているか何うかと云うことである。今筆者の見

解を以てすれば、勿論太祖朝の六馬務が此の中に含まれていることは當然であるが、左に少しく裨見を述べてみたい。先づ宋史誌す處の文面を按ずるに、「擇豐曠地。置牧龍坊八」とあるによつて恰も新牧地が開拓されたかのよう  
に解釋出来るが、之を仔細に吟味すれば強ち新牧地のみとは限定されないようである。唯之は從來馬務なる名稱を以  
て呼ばれていたものが牧龍坊なる新名稱によつて稱ばれ、而も「置」「擇」とあるによつて新牧地八が撰定された  
誤り考えられるのである。然し太宗即位以來國際情勢の急變による國馬の増強と之に伴う舊馬務の機構擴充強化は焦  
眉の急であつて、ここに太祖朝に興葺された六馬務を一應解體して、新しく景德以後の諸州監務の體裁を具備するよ  
うな牧龍坊の設置が企てられたと考えられる。斯く考えて來ると、太宗興國四年の條の牧龍坊八は、太祖朝の六馬務  
即ち後の澶州鎮寧監・洛州廣平監・衛州淇水監・相州安陽監・鄆州原武監・同州沙苑監を當然含み、更に牧龍坊二が  
別に新設されたことになるが、宋史に云う「擇豐曠地」とは舊馬務牧地の擴充と新牧地の開拓とを含む意味に、又  
「置牧龍坊八」なる文面は馬務なる舊稱を廢して牧龍坊なる新名稱を六馬務・新牧地共に冠したと解しても決して不  
都合ではない。では新置の牧龍坊二が何れの州に在つたかと云うに、宋會要<sup>註</sup>・兵・監牧・諸州監務の條によれば、興  
國三年、後の大名府大名監内に養馬務が設置され其後牧龍坊に改められていること、又河南府牧馬地が同五年に牧龍  
坊に改稱されていることよりすれば、此の二監牧は宋史興國四年の條に云う牧龍坊八の中に數えることが出来る。以  
上によつて一應牧龍坊八の所在州が明かになつたのであるが、尙ほ此の外に白馬靈昌監が前朝より引續き放牧されて  
いる故に、太平興國年間に於ける在外諸州牧馬地は牧龍坊八と後の靈昌監牧地との九を數え、在京の天駟監四<sup>(内)</sup>を  
加算すると計十三坊監となる。尙ほ同朝には衛州淇水監が東・西牧龍坊に分立されているようである。

次で太宗の雍熙以後は史料なく全く不明であるが、唯一の手懸りとなるものは、註。眞宗景德年間に諸州牧龍坊に對して監名鑄印を賜つた際、後の大名府大名監・衢州洪水監・鄭州原武監・同州沙苑監の四牧龍坊は二監に分立され第一・第二の監名を授けられていることである。それは是等四牧龍坊の牧地面積が興國年間から既に、或はそれ以後次第に擴張せられて牧馬の收容力が他牧龍坊に倍増していた爲であつたと考えられるが、これ等の點よりして雍熙から至道末年までの牧龍坊の數は實際は八牧龍坊であつたかも知れないが、實質に於ては牧龍坊八、内景德年間の第二監を包含するもの四、白馬靈昌監一の十三監牧に相當したと判斷される。故に太宗雍熙以後の龍坊の數は實質的に在外諸州十三牧龍坊、在京天駟監四・天廐坊二計十九と算定される。

兎に角、太祖太宗と牧龍坊は増置せられ廐牧機關は頗る其の進展を見たのであるが、更に第二期眞宗朝に入るや、景德二年（一〇〇五）正月契丹と澶淵の和議締結せられ、以後祥符年間（一〇〇八—一〇一六）まで一時少康を得、宋の馬官制は前代を更新し一應完成されたようである。さて本期に於ける諸州監牧の發展の狀況を説明せんに、眞宗咸平年間は中央馬官制の革期的改革並に契丹の侵寇累年に及んだ爲、諸州牧龍坊に對する變改はなされず、太宗雍熙以後の狀態がその儘存続されたのであるが、唯同州沙苑監に就ては長編卷五・咸平六年の條に

十一月戊子。分同州沙苑監爲二。每監牧馬四千五百匹。（宋會要・兵・監牧・諸州監務の條に治平六年十一月とあるは誤謬。治平は四年で終結）

とある如く、同年十一月に二監に分立されている。而て咸平年間の在外坊監の數を計るに牧龍坊九、内二坊の收容力あるもの三、白馬靈昌監一で實質的に十三牧龍坊となり、左京六坊監を通算すると十九坊監となる。

次で眞宗景德年間は諸州監務の刷新が行われ一時期を革しているが、これを長編卷六・景德二年秋七月の條に見れば

庚戌。群牧使趙安仁言。按唐制。馬有左右監。各以土地爲名。遂改諸州牧龍坊悉爲監。賜名鑄印給之。(宋會要。兵。監牧記事)

とあつて、群牧使趙安仁の提唱により、唐制に倣つて諸州牧龍坊を悉く監と爲し、土地名を冠し、之を鑄印して諸監に給支している。之を一面より觀れば咸平三年の群牧司設置と関連をもつ諸州牧龍坊の改革であり、又戰馬の増強を圖つて契丹西夏に對處せん爲の地方監牧の體制強化と其の擴充への前提とも考えられる。尙ほ宋史・兵志・馬政・同年の條後文には、在外諸州十四監牧の所在州並に監名を簡略に述べているが、其の沿革に就ては宋會要・監牧の項に詳述している故に、今兩書を對照して其の内容を考覈しておきたい。先づここに問題となることは、宋史に誌すが如

宋史・兵志・馬政		宋會要・兵・監牧	
在外之監十有四	諸州監務 諸州牧馬監付	河南府洛陽監	舊曰飛龍院。太平興國五年。改龍牧坊。景德四年十一月。陳堯叟奏請。以東京右養馬務人員兵士。送河南府牧龍坊。牧養在京送去少嫩馬。仍改爲洛陽監。天聖六年十一月。群牧司言。廢監見馬。支配諸軍。兵級充本京廂軍。其地募民耕佃。景祐二年五月。復置。
大名曰大名	大名府大名三監	太平興國三年。內置養馬務。改牧龍坊。景德二年五月。分爲二坊。七月。改大名第一第二監。大中祥符二年。又置第三監於洺州境。	
洺州曰廣平	洺州廣平二監	建隆二年。置養馬務。改牧龍坊。景德二年七月。改爲廣平監。大中祥符三年閏三月。群牧(制)置使言。河北孳生馬多。可更於邢州趙州境。標地萬頃。以廣放牧。因詔增置第二監。景祐二年。廢其一。	
衛州曰洪水			
並分第一第二。			

河南曰洛陽	衛州洪水二監 周顯德中。置牧馬監。建隆初。增葺。後改東西牧龍坊。景德二年七月。改爲洪水監。後又分爲第一第二監。熙寧七年四月。合併爲一。
鄆州曰原武	管城原武監 舊曰馬務。建隆初增葺。後改爲牧龍坊。景德二年二月。分爲第一第二牧監。七月改爲廣武監。大中祥符二年。改原武監。仍合爲一。熙寧七年四月。廢。併分寧群馬於洛陽。單鎮兩監牧放。
同州曰沙苑	同州沙苑監 建隆初。葺故地爲監。後改牧龍坊。景德二年七月。改爲沙苑監。治平〔咸平？〕六年十一月。分爲二監。每監牧馬四千五百匹。
相州曰安陽	相州安陽監 周顯德中。置馬坊。建隆初增葺。後改牧龍坊。景德二年七月。改今名。
澶州曰鎮寧	澶州鎮寧監 建隆初。濮州置養馬務。開寶八年。移於澶州。後改牧龍坊。景德二年七月。改今名。乾興元年十二月。廢。
邢州曰安國	白馬靈昌監 舊龍馬監。後改牧龍坊。景德二年七月。改爲靈昌監。天禧三年河決。群牧司請。以監馬送大名。淇水五監牧放。候水落別爲規畫。後遂廢。 (河南府) 邢州安國監 大中祥符二年。河北諸監言。邢趙草地甚廣。宜置監牧。遣群牧判官括視閑田。得萬餘頃。可牧馬萬匹。其年八月。置監養放孳生鞍馬。景德〔景祐？〕二年春。廢。後給充天觀莊田。
中牟曰瀋澤 (開封府)	鄆州東平監 大中祥符元年十一月置。天禧五年正月廢。群牧司請。以監馬分配諸處。其地分募民分佃之。熙寧七年二月六日廢。
許州曰單鎮	中牟縣瀋澤監 大中祥符四年置。乾興元年四月廢。
	許州單鎮監 大中祥符六年七月。群牧制置使言。單鎮有牧地。詔置監。自天聖五年凡再置而廢。
	同州病馬務 (省略)

く景德二年に在外諸州十四監牧が全て實存していたかどうかと云うことであるが、此の表によつて見るに、宋史に掲

ける許州單鎮・中牟滄澤・邢州安國・鄆州東平の四監牧は宋會要によれば景德二年には設置されていない點、又同州沙苑は一監でなく既に二監に分立し、洺州廣平は逆に一監(祥符三)となつてゐる點、更に又宋史に掲示されないもので景德二年賜名鑄印されたものに白馬靈昌監が有るなど、かかる點を吟味集計すると、景德二年に賜名鑄印を給支せられたものは十三監牧で、之は前に推定した太宗雍熙以後眞宗咸平年間までの、實質的に十三牧龍坊の牧地面積を具えてゐる牧龍坊九(内一は白馬靈昌監)と同一の監牧であることが判る。即ち宋史景德二年の條に云う在外諸州十四監牧とは實際は十三監牧で、大名府大名二監・洺州廣平監・衛州洪水二監・河南府洛陽監・鄆州原武二監・同州沙苑二監・相州安陽監・澶州鎮寧監・白馬靈昌監等である。所以に景德年間の内外坊監數は内廐六・外廐十三の十九となる。

其後祥符年間には元年に鄆州東平監、二年に大名第三監(洺州境)、三年には廣平第二監(邢・趙州草地)、四年に中牟滄澤監、六年に許州單鎮監が各々設置され、諸州監牧は初年の十四監より六年の十八監と擴充し、内外二十四坊監を數え盛觀を極めるに至つた。次で天禧・乾興の間は、天禧三年靈昌、同五年東平、乾興元年滄澤・鎮寧等の諸監廢せられ以後復置を見なかつたが、これは畢竟北宋の天下が祥符を極盛として下降期に入つたことを示し、内治外交財政に幾多の難關生來し、高費を嵩む監牧を経営維持することの困難に遭遇したことを立證するものである。

尙ほ、是等諸州監務は在京六坊監と共に群牧司に統轄され、群牧事を据いて管領したことは先に一言したが、咸平三年十月制置群牧使陳堯叟の奏請によつて、爾來諸州群牧事は知州・知軍・通判によつて兼任せられることになつた。又諸州監牧には群牧事の下に勾當官二員が置かれて監務の處理に當り、或は兵校が配せられて牧馬の牧養に従事した。

次に第三期仁宗・英宗朝に在つては、社會情勢の逼迫と共に諸州監牧の置廢が屢々行われた。今其の間の狀況を少しく詳細に考覈してみるに、宋史・兵志・馬政・天聖六年の條に

六年。廢洛陽監。於是。河南諸監皆廢。悉以馬送河北。既而詔。取原武監馬赴京師。移河北羣生馬牧於原武。

とあつて、天聖六年までに河南諸監は皆廢罷されたことになつてゐるが、左に是等廢監の名稱とその廢罷年月を調査記入せん。

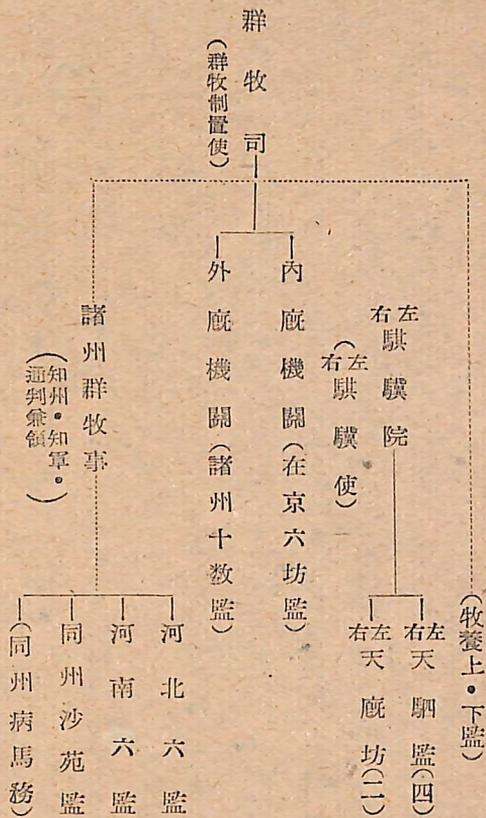
監名	廢罷年月日	西曆	廢罷理由	出典
靈昌	眞宗天禧三年	一〇一九	河爲廢決 牧馬監潰	宋史會要(宋要) 史
東平	同 五年春正月	一〇二一	同	宋史會要(宋要) 史
濶澤	同 乾興元年四月	一〇二二	同	宋史會要(宋要) 史
鎮寧	同 年十二月	一〇二二	同	宋史會要(宋要) 史
單鎮	仁宗天聖五年十一月	一〇二七	同	宋史會要(十二月)
洛陽	同 六年十二月	一〇二八	同	宋史會要(十一月)

(右六監牧の外鄭州原武監が天聖六年河決潰し一時廢罷されたが、直ちに復置されている。)

さて前表の六廢監は長編卷一五・明道元年十二月癸亥の條に掲げる河南六監(後章に於て詳説)なるものと全く同一監牧で

あり、而も之によつて河南六監が天聖六年までに悉く廢罷されたことは確實となつた。然し當時一或は北宋を通じ一般に河南六監と呼稱されたものが右六監牧であるとすれば、鄭州原武監の存在はどう解決すべきであらうか。原武

監が河南に屬する事は明かなことであり、是くなれば河南七監となつて此處に一監の矛盾を孕むことになる理である。此の矛盾をどう解纜すべきだらうか。ここに想起されるものに澶州鎮寧監がある。鎮寧監は宋會要・兵・監牧・諸州監務鎮寧の條によれば、太祖建隆初年京東西路の濮州に養馬務が置かれた時に始り、太祖の開寶八年澶州に移され、其後牧龍坊に改められたものである。而てその所在地は黃河北岸の澶淵(河北省濮陽縣西南衍州陝)の地で、景德元年契丹聖宗が大舉來寇し其の西南を攻圍した土地である。尙ほ河北路は太宗雍熙四年東西二路に區分され、端拱二年には一路に併合更に熙寧六年再び分れて東西兩路となつてゐるが、澶州澶淵郡鎮寧は河北東路に屬し、之が當時河北六監の中の一に數えられていたことは當然である。然し契丹が度々河北に侵入した爲戰禍を避けて一或は黃河決潰の節一時濮州濮陽の舊牧地に牧馬を那移すると共に監務も徙遷したと致えられる。而て濮州は太宗至道三年京東路に隸し、熙寧七年京東路が東西兩路に分れてから京東西路に屬したことからすれば、徙遷後の鎮寧監が再び澶州に復歸出来る日まで河南諸監の一に數えられたことは誤りない。かく解釋することによつて、長編・宋史等の筆者が當時の鎮寧監を河南諸監の一に數えたことが氷解される。其後洛陽・單鎮兩監は明道元年(一〇三二)に復置、廣平監は景祐二年(一〇三五)其の一監が廢罷、他の一監には趙州界牧馬が隸屬せしめられ、同州沙苑監は慶曆二年(一〇四二)にその牧地が營田となり、次で皇祐元年(一〇四九)に東平監と共に復置されたが、此の開戸馬の論起り、熙寧五年(一〇七二)保馬法の施行となり、同八年河南北諸監は悉く廢罷となつた。要するに、仁宗・英宗朝に於ける諸州監務の數は天聖年間には十二監牧に減じ、時に十三監牧となるも爾來英宗治平末年まで大体十二監牧が存續されて來た。



(牧養上・下監)

尙ほ病馬養餵機關として養馬

務(祥符四年十一月京)・牧養上下監

(祥符四年十一月京)・同州沙苑病

馬務(景德元)等があるが、其の

變遷に就ては都合により割愛す

ることにし、以上本章に於て述

べ來つた所を要約すると上表の

如くである。

註1 長編卷二〇・太宗太平興國四年十一月の條。

2 長編卷二一・太宗太平興國五年春正月の條。

3・4 日野開三郎氏著「五代の馬政と當時の馬貿易」(東洋學報第二九卷第二號)参照。

5 宋會要・兵・監牧・諸州監務の條の諸監牧に關する記事は本章本節に掲示、参照されたい。

6 宋史・兵志・馬政・景德二年條並に宋會要・兵・監牧・諸州監務の條参照

7 長編卷四〇・咸平三年十月の條(宋會要・職官志・同年條、宋史・馬政の項)

8・9 宋史・地理志・京東路並に河北路の條及び元豐九域志・京東路並に河北路の條参照。

## 二、厩牧の實態

### 1. 牧馬數

宋代牧馬政策の最も充實したのは眞宗朝であつて、當時内外坊監二十有餘、國馬二十餘萬匹を算するに至つた。而して此の馬數は宋が國防の安全を期し得る最低限度の線であつて、當時有識者間の一般通念であつたようである。かく馬數の問題は國運を左右する一條件であり、本題とも最も深い關係を有つが故に、本節に於ては先づ國有馬數を研索し、更に監牧馬の數に就て推測を加えてみたい。

さて前期太祖・太宗朝に於ける馬數を案むるに、長編卷二・太宗太平興國四年十一月の條に、

先是。詔中使趙守倫。優給價和市在京及諸州民間私馬。於是。十七萬三千五百七十九匹。

本志載市馬事。在興國四年。按。正月出師。恐在

四年以前矣。實錄別本載。趙守倫市馬數在四年十一月乙巳前。今因之。蓋市馬前此事。及此乃上其所得之數也。

(宋會要・兵・雜錄・馬政六及び宋史・兵志・馬政之項同記事)

とあつて、興國年間在京及諸州民間馬(宋史・宋會要は吏民馬とあり)が括買され其の數は十七萬餘匹であつたとしているが、之が數

年數回に亘る括馬數であることは、宋會要・兵・雜錄・馬政六の同記事の脚註に「景德因用兵。時或括買。至北戎請

和。遂罷。」とあることによつて理解出来るし、又括買註1による馬價を一馬に付き參拾五六緡と見積つて是等十七萬數千

匹を括買するに要する費用を算定すると約六百萬緡となり、かかる莫大な經費が唯一回で支出されることは到底あり得ないことによつても了解出来る。長編が「市吏民馬十七萬匹」とせず「於是十七萬云云」と誌しているのは頗る

意味ある表現であつて、筆者は此の馬數を以て興國年間の天下應在馬數か、或は其の近值數であつたと見ておきた

い。然し翌興國五年春正月太宗が幽州にて獲たる馬匹四萬五千を此の括買馬十七萬餘匹に加算すれば、優に二十一萬を超へることになるが、之は監牧に於ける病馬並に抛死馬が非常に高率であつたこと（牧馬數の二割）、従つて括買十七萬匹が數年に亘る買上げ數であるとすれば二割の年數倍の減少となる點、又太宗朝は連年征役行われ、爲に戰地に於ける被奪馬並に戰病傷死馬數が奪馬數を遙に凌駕していたこと等考慮さるべきである。尙ほ監牧馬の生駒數或は邊境市馬による馬數が考えられるが、前者は北宋に於ける監牧の羣生率が牝馬數の二割であつて而も生駒の多數が駄馬であつたこと、後者に就ては連年の征役によつて邊境市馬が困難を極めた等の諸事情よりして、興國年間註2の天下應在馬數は十七萬餘匹程度であつたと推測される。若し同時代の馬匹が二十萬を超えていたとすれば、結局監牧の不足を生じて牧馬の成績は益々不振に陥り、却つて國防不安の原因を惹起する恐れ無しとは保證し難いのである。其の後雍熙・端拱・淳化・至道と代を経る毎に、監牧或は禁軍歩・騎軍馬は充實し、太宗朝の國馬數は眞宗朝の二十餘萬匹へと増添して行つたと考えられる。

次に眞宗朝は契丹・西夏との對外關係好轉して景德・祥符の間一時少康を得、馬政の刷新と共に監牧充實し、又諸班・諸軍も整備せられ、ここに馬數は一躍して二十餘萬匹を算えるに至つた。今其の詳細を宋史・宋會要によつて檢覆するに、

(一) 宋 會 要・兵・雜 錄・馬 政 六

(二) 宋 史・兵 志・馬 政

上。(1) 咸平三年。置群牧司總内外馬政。其後歲遣判官一人巡行諸監。

(a) 眞宗大中祥符元年。立牧監賞罰令。中。凡生駒一

略。

取孳生駒二歲以上者點印之。歲約八千餘匹。凡京城諸州飼馬兵校萬六千三十八人。坊監及諸軍馬二十餘萬匹。每歲京城市草六十萬六千餘束。秣料六萬二千餘石。塩藥油糖九萬五千餘斤石。校諸軍所費。不在焉。左右驥驢院六坊監止留馬二千餘。皆三月出就放牧。至秋冬而入。其御馬惟備用者在京。諸班不自放馬。其牧地。自京畿及諸州軍。皆遣使臣。檢視水草善地標占。諸坊監總四萬四千四百餘頃。諸班諸軍又三萬九百餘頃。以爲定制。

疋。兵校而下賞絹一疋。當是時。凡內外坊監及諸軍馬凡二十餘萬疋。飼馬兵校一萬六千三十八人。每歲京坊草六十萬六千圓。秣料六萬二千二百四石。塩油藥糖九萬五千餘斤石。諸州軍不預焉。左右驥驢六坊監止留馬二千餘疋。皆春季出就牧。孟冬則別其羸病就機阜養飼。尙乘之馬唯備用者在焉。

とあつて、兩者共に内外坊監及び諸軍馬數を二十餘萬疋と誌している。更に是等の史料を仔細に吟味すれば、宋會要・宋史共に原據を同じうしていることは明かで、而も兩書は文意關係なき史料を一所に羅列しているものであつて、宋會要は①②③④の四つの史料により構文され、「咸平三年」なる年次は①の文面のみ繋るものであり、③の史料は①②と全く關係なきも其の提示の順位よりして咸平三年以後のものであると考えられる。尙ほ「左右驥驢院六坊監止留馬二千餘二千餘」とあるは、宋會要・兵・雜錄・馬政七の項によつて見るに、祥符五年四月に決定され、以來實施せられたものであることが明かである。又宋史は(a)(b)の別箇の史料より成り、「大中祥符元年」なる年次は「立牧監賞罰令。云云。」のみに係るもので、(b)史料は「當是時」とあるによつて祥符初年か或は同年間のものであることに間違いない。従つて宋會要③宋史(b)は全く同一史料なるを以て、二十餘萬匹なる馬數は祥符年間のものとして推定される。

更に仁宗・英宗朝の馬數に關しては其の數量的史料全くなく類推に頼る外ないが、一歳を経る毎に減少の一路を辿つたことは諸般の狀勢よりして判断され得る。即ち契丹興宗の難題或は景祐二年以後西夏元昊の河西攻略等による實際情勢の重壓により、市馬は杜絶の狀態に陥り、加うるに内政紊亂し新舊兩派の暗闘起り、又冗官冗兵朝野に溢亂して支出増大し、爲に財政破綻して監牧の經營愈々困難となり、牧馬の成績益々不振となつた爲であると考へられる。さてここに同時代馬數研案の絲口として想起せられることは、仁宗初期の馬數は眞宗祥符年間の馬數に、同末期のそれは神宗初期の馬數に近値すると云うことである。今神宗初期の馬數を宋會要・兵・雜錄・馬政七・元豐七年五月二十八日の條に見れば、

中書言。熙寧二年。天下應在馬十五萬三千六百三十四。詔尙書兵部。取案内外馬數。比較以聞。

(長編卷三四五。同年同月丙寅條)

宋史・兵志・馬政。熙寧二年條同記事。

とあつて、英宗治平末後二年目の熙寧二年に於ける天下應在馬は十五萬三千六百三十四匹とあり、之に依つて攷れば英宗朝の天下應在馬數は十五萬乃至十六萬程度であつたと推測される。以上により大体北宋前半期の應在馬數は太宗興國年間十七萬三四千匹、眞宗祥符年間二十餘萬匹、英宗治平年間十五萬數千匹程度であつたとしておきたい。

さて各期の國有馬數に就ては其の概數を把握し得たのであるが、次に到達すべき段階は、是等馬匹の中如何程の馬數が内外諸坊監に牧放されていたかと云うことである。之に關する綜合的な史料も亦皆無であつて、唯一二監牧の牧馬數が二三點在するに過ぎない。然らば如何にして其の實態を捉える可きか。ここに參考とすべきは禁軍騎軍兵員數・監牧牧地面積及び其他牧放上の原則的規繩——例せば「凡牧一馬往來踐食占地五十畝」——等である。今牧地面積の上

註。或は「群牧歲息馬及萬匹則分爲兩監」等

より監牧牧馬總數を求むるとすれば、前に批定したる諸年次の國有馬數(之は坊監並に諸班・軍の馬數を含む)を之と同年次の坊監並に諸班・軍兩牧地面積の比によつて按分すればよいことになる。而て之を先掲宋會要・馬政六の項に誌せる牧地面積諸坊監四萬四千四百餘頃、諸班・軍三萬九百項を以て左に其の概數を計上すれば――坊監及び諸軍の牧地は年代に應じて増減するが、兩牧地の各年次に於ける増減率はほぼ同じ割合にあると考える――(A)表の如くなる。

(A)

年次	國有馬數	内外坊監所有馬假定數	諸班、軍所有馬假定數
興國年間	一七、三〇〇〇	一〇、二〇〇〇	七、一〇〇〇
祥符年間	二二、〇〇〇〇 二三、〇〇〇〇	一一、九〇〇〇 一三、五〇〇〇	九、一〇〇〇 九、四〇〇〇
治平年間	一五、〇〇〇〇 一六、〇〇〇〇	八、八〇〇〇 九、四〇〇〇	六、一〇〇〇 六、六〇〇〇

次に北宋熙寧以前の禁軍騎軍兵員數から坊監及諸班・軍の所有馬數を検索することにするが、其の騎軍兵員數に關する総合的な統計史料は皆無であつて、唯宋史・兵志・禁軍上の項に開寶・至道・天禧・慶歴・治平各年次の總兵員數並に禁軍歩・騎軍兵員合計數と建隆以來の禁軍諸班諸軍各指揮の稱號並に指揮數とを揭示してゐるに過ぎない。今之によつて太宗興國・眞宗祥符・英宗治平諸年次の騎軍兵員數を算定するに、興國年間十一萬八百餘、祥符年間十四萬六千餘、治平年間十八萬千五餘人と云うことになる。而て是等騎軍全員が漏れなく騎馬を配せられたとすれば、興國・祥符・治平諸年次に於ける禁軍需要馬數並に坊監に殘留し得る馬匹は(B)表の如く假定し得る。而て(A)(B)兩

表を基として各年次順に該數字を検討するに、興國年間に於ける内外坊監總馬數は、(A)表では十萬二千餘匹、(B)

(B)

年次	國有馬數	騎軍需要馬數	坊監に残留し得る馬數
興國年間	一七、三〇〇〇	一一、〇八八八	六、二六九六
祥符年間	二二、〇〇〇〇 二三、〇〇〇〇	一四、六六三三	八、〇〇〇〇 九、〇〇〇〇
治平年間	一五、〇〇〇〇 一六、〇〇〇〇	一八、五六四〇	〇

註6

表では六萬二千餘匹となつてゐるが、果して何れが眞實を語つてゐるだらうか。先づ當時の内外坊監數は十三、一監の收容牧馬數を四五千匹とすれば、其の收容可能馬數は六萬乃至六萬五千程度と云うことになる。又先に一言せし如く、太宗朝は連年征役が續けられ騎軍の充實が最も痛感されてゐた時代であり、支配され得る限りの馬匹は騎軍或は歩軍其他に給支されてゐたと考えられる故に、(B)表の數字こそ當時の實數に近いと考えられる。

次に祥符年間の内外諸坊監牧馬數は(A)表では十三萬五千餘匹、(B)表にあつては八萬乃至九萬匹となつてゐるが、同時代の監牧數は初年二十監、二年二十一監、三年二十二監、四五年二十三監、六年以後二十四監である。而て此の中在京六坊監の牧馬數に就ては、宋會要・兵・雜錄・馬政七・大中祥符五年四月の條に見る群牧制置使の言によれば、此の歳まで萬七千匹であつたものが萬匹、更に七千匹と減額され、引續き二千匹を以て定額とし、五千匹は涪潭監(祥符四年設置)に撥馬牧養せしめることに決定の上實施に及んでゐる。従つて同四年までの在京一監の平均牧馬數は二

千八百餘匹、同五年以後では平均三百三十餘匹と云う僅少数となる。今祥符四五年に於ける在京六坊監馬数を二千匹とし、諸州十七監牧の收容可能馬数を一監五千匹として計算の上内外坊監牧放可能馬数を算定すれば、約八萬七千匹となつて(B)表の算定数と近似するようである。従つて祥符年間の内外諸坊監牧馬数は八萬乃至九萬前後と推定される。

次で治平年間に於ける監牧々馬数に就て看るに、(A)表によれば八萬八千餘匹となり、(B)表では全く存在しなかつたと云うことになる。而て(B)表は天下應在馬十五萬匹に對して騎軍必需馬数は十八萬餘という過大な数字を示しているが、之は畢竟仁宗中葉より冗兵野に滿ち兵制紊れたることの一證差であり、又騎馬なき騎軍の多かつたことを物語るものである。さて同年次に於ける監牧馬数を算定するに當り最も有力なる史料として擧げられるものは、宋會要・兵・雜錄・牧地・神宗熙寧元年二月四日の條の

群牧司言。

中略

勸會左右廂馬監草地。實管四萬八千二百餘頃。今約以馬五萬匹爲額。每匹占地五十畝。中略所有

原武・單鎮・洛陽・沙苑・洪水・安陽・東平監地三萬二千四百餘頃。馬三萬六百匹。云云。

なるものであつて、これによれば熙寧元年現在の馬監牧馬額を草地四萬八千頃に對し五萬匹とし、原武以下七監に三萬六百匹即ち一監平均四千三百餘匹が牧放されていたと云うことである。而て此の一監平均馬数を以て治平末河南北十二監の牧馬数を推定すれば四萬八千三百餘匹となり、之に在京六坊監馬を二千匹として加算すれば五萬匹程度になるようである。以上の研索により北宋前半期に於ける内外坊監牧馬總数を三期に分けて推定すると左表の如くなる。

年次	西紀	國有馬數 (匹)	坊監馬數 (匹)
興國	九九八七三六	一七、三〇〇〇餘	約六、〇〇〇〇以上
祥符	一一〇六八	二二、〇〇〇〇 二三、〇〇〇〇 二五、〇〇〇〇	約八、〇〇〇〇 九、〇〇〇〇
治平	一一〇六八七四	一五、〇〇〇〇 一六、〇〇〇〇	約五、〇〇〇〇

II. 羣生率と病馬抛死率

由來、國馬の蕃息は國運の消長に多大の關係を持つものであつて、羣生率並に生駒數は其の根本的問題であり、病馬醫較と共に北宋に於ける牧馬政策上の一重要課題であつた。先づ當百年間の生駒率が如何なる状態にあつたかと云うに、これ又史料乏しく其の究明は甚だ困難であるが、二三の史料に據つて其の概要を述べてみたい。即ち長編卷三六。太宗淳化五年十二月戊寅の條によれば

初。内侍趙守倫請。於諸州牧馬坊。畜牝馬萬五千匹。逐水草放牧。不費芻秣。所生駒子可資軍用。詔從之。自是牧馬頗蕃息。未幾守倫又上言。牧龍諸坊牝馬及萬匹者。歲生駒四千。今歲止及二千五百。實由主者失職不能謹視。及虧營護羣生之法。以致不登其課。自今。諸坊使臣。伏望嚴加條約警其曠慢。如牝馬百匹歲約駒子七十者。

等級遷擢。云云。(宋史・兵志・馬政之項 同文)

とあつて、内侍趙守倫の奏請に、諸州牧龍坊に牝馬(蕃殖に使用される羣生母馬を指す。以下同じ)萬匹を牧放すれば毎歲駒四千匹を生むのが

通例なること、然るに今歳は其の成績擧らず僅か二千五百匹の割合に減少していること、而て之は一に孳生を主る者の職務怠慢にして孳生を營護するの法を虧ぐことに起因することを述べている。今若し守倫の言うが如く従前の生駒数が牝馬萬匹に對し四千匹であつたとすれば、此の奏請がなされた歳以前の生駒率は牝馬数の四割となり、之に反し奏請當時の淳化五年に於ける生駒率は、牝馬萬匹に對し二千五百匹であつて牝馬数の二割五分となり、僅か数年足らずして約一割五分からの大量減少を來していることになる。而て此の二割五分なる生駒率は動かすことの出来ない事實であつて、當時の孳生率は牝馬数の二割五分であつたと看るより外なく、守倫上言中にある「牧龍諸坊牝馬及萬匹者。歳生駒四千。」なる生駒四割論（宋會要・兵・雜錄・馬政六。太平興國四年の條にも「一。孳生拘稚以什四爲率。」と會要の筆者によつて採用、抽象的に畫替えられたと思われ。）は頗る重要な問題となつて來るようである。兎に角事の論議は後に譲り、淳化五年當時の生駒率を二割五分とすれば、是等諸牧馬坊に畜牧した牝馬萬五千匹より得たる生駒数は約三千七百五十四程度と推定される。

次に前節に掲げたる宋會要・兵・雜錄・馬政六の項に

略。咸平三年。置群牧司總内外馬政。其後歲遣判官一人巡行諸監。取孳生駒二歲以上者點印之。歲約八千餘匹。  
云云。

とあつて、咸平三年以後毎年孳生駒二歲以上のものを點印し歲毎に八千匹を得たとあるが、ここに生駒数は太宗淳化五年の三千七百五十四匹から一躍して八千匹に倍増したことになる。結局之は生駒率の増高か牝馬数の増多によるものであつて、若し此の間の生駒率を淳化年間二割五分と同率であつたとすれば、駒八千匹を得るに要する牝馬は三萬

二千匹となり、又生駒率の増高によるとして生駒率が牝馬の四割に高まつたとすると、同数の生駒を得るに要する牝馬数は二萬匹と云うことになる。今は等羣生母馬を羣生七監に畜牧するとなれば前者の数字は少しく多きに過ぎるようである。尙ほここに考慮さるべきは祥符元年より同四年まで毎歳布告された牧監賞罰令であつて、<sup>註7</sup>之によると生駒五割以上一 抛死馬の場合  
は一割以下。に及ぶ飼育兵校並に監牧使臣に對し給賞遷擢の條規が各令共に規定されていることからすれば、當時の生駒率は少くとも牝馬数の三割乃至四割程度に増添したと推量せられる。是く考えると、生駒毎歳八千匹なる数は生駒率の向上と牝馬数の増多によることは勿論であつて、之を同時代の國馬數・監牧數・其他諸般の狀況より判断すれば、景德以後祥符年間に亘る年平均生駒數と見られる。

次で仁宗朝に入ると此の羣生率並に生駒數は低下の一步を辿つたのであるが、このことは當時の群臣間に交された論議が専ら國馬補強策に集中されていることによつても窺い知られる。而て當代の生駒率に就ては宋史・兵志・馬政・嘉祐八年の條に

群牧司言。羣生七監。每監歲定牝馬二千牡馬四百。歲生駒四百。以爲定數。云云。

とあつて、牝馬二千匹に對し生駒四百匹を以て定額としている點からすれば、嘉祐前後の生駒率は大体二割程度であつたと推定される。尙ほ此の定率に従つて河北羣生七監に於ける生駒數を概算すれば、牝馬萬四千、牡馬二千八百の群牧によつて得られる生駒は年間二千八百匹となるが、熙寧六年<sup>註8</sup>の中書樞密院の言明には、河南北十二監の出馬數は熙寧二年より同五年に至る間毎歳千六百四十四匹とあるによつて、實際はもつと少かつたと思われる。以上熙寧以前百一年間の生駒數並に生駒率を想定すると左表の如くなる。

年	代	西	紀	年間生駒數(匹)	牝馬數に對する生駒率
太宗	淳化前後	九	九九四	約三七五〇	約二五%
眞宗	景德年間	一〇	一〇六六	約八〇〇〇	約三〇—四〇%
仁宗	嘉祐前後	一〇	六三	約二八〇〇以下	約二〇%

次に病馬率に就て見るに、唯一つ宋會要・兵・雜錄・馬政七・大中祥符五年七月の條に、在京坊監馬七千匹の中牧養上・下兩監に送られる者一千五百匹とあつて其の病馬數の多いことを示しているが、之によつて病馬率を算出すれば二割一分強と云うことになる。然らば是等病馬の中幾許の馬匹が治癒されるかと云えば、その殆ど大部分が抛死馬となつたことは、長編卷六・眞宗大中祥符元年正月乙亥の條に

群牧制置使言。京城坊監馬病即送養馬務。素無賞罰之格。以故廢惰多死。愈者百無三四。云云。(宋會要・兵・雜錄・馬政六・祥符元年正月六日條 同記事)

とあつて、病馬にして生還するもの百に三四と云う低率で、其の大部分が殆ど抛死したとあるによつても判る。又此の事は同書卷六・皇祐元年三月庚子の條、戶部副使包拯が答申の禦邊策に「臣聞。頃歲。於鄆州・同州置二馬監。略中。乃於河北監内分馬。往逐處牧養。未逾一歲。死者十有八。云云。」とあること、或は牧監賞罰令によると抛死一割以内と云う線が給賞の規繩となつている點等よりすれば、病馬並に抛死馬率は共に二割内外の線であつたと考えられる。

さて本章にて述べ來つた所要約すれば、北宋前半期の國有馬数は三期を通じ第二期眞宗朝を頂點として拋物線狀を呈し、又其の生駒數に於ても同様であるが、これ全く前章に於て概觀したる監牧増減數によつても裏付けられるものである。而て羣生率の低きこと、病馬並にその拋死率の高きことは、監牧使臣兵校の怠慢もさること乍ら、もつと根本的に牧地の土性馬性に適うか否かと云う點にあるようである。

## 註

- 1 市馬による馬價は市場の方法(券馬・省馬・括馬・社馬)によつて異なるが、其の算定は馬の等様格尺によつてなされる。即ち馬はその格尺に従つて大抵の場合六つの等様——但し券馬は等様三——に分けられ、等様によつて馬價が決定されるのである。其の格尺は通常四尺二寸(六等)より四尺七寸(一等)とされている。今北宋前半期に於ける市馬の値を市馬の種類別に算定すれば、一馬に付き省馬平均二十二三緡、社馬平均三十一緡、括馬同三十五緡、招馬同五十緡、尙乘之馬八十緡以上となる。
- 2 太平興國年間の監牧數は内外十三、今同時代の國有馬數が祥符年間同様二十餘萬匹であつたとすると、當時の一監牧牧馬數は大體、此の馬數から當時の禁軍騎軍十一萬餘(本節B表)を差引いた殘額を是等十三監牧で除した數である。即ち一監牧容馬數は八千から一萬匹以上となつて當時の牧地面積に比し非常に尅大となり、従つて北宋時代の牧馬規繩「牧一馬往來踐食占地五十畝」並に「一監牧容限度五千匹」に反し、牧馬は到底不可能な状態に陥る。
- 3・6 宋史・兵志・馬政・嘉祐五年條、宋會要・兵・雜錄・牧地・大中祥符二年正月の條、長編卷五五・咸平六年十一月戊子の條等に據る。

4 この點次章に於て詳述する。

5 北宋前半期に於ける禁軍騎軍兵員數の算定は非常に困難であるが、筆者は次の方法によつて計算を試みた。先づ參考とした史料は (一) 宋史卷一九八・兵志・禁軍上下に記載せる開寶・至道・天禧・慶曆・治平諸年次の禁軍步騎軍合計兵員數及

び (二) 同書禁軍上・建隆以來之制の項に記載せる禁軍各部隊の駐屯地指揮數の二つであるが、今(二)を參考として太平興國年間の禁軍歩・騎軍指揮數を抽出聚計すれば、步軍指揮五六九、騎軍指揮三三四となり、従つて一指揮の兵員數が判明すれば騎軍兵員總數の算出は至極簡單である。由來北宋に於ける一指揮の兵員數は禁軍・廂軍共に四百人を定額としているか、實際は非常に凹凸があつて四百人の指揮もあれば二百四五十人のものもあつたようである。今至道年間の一指揮兵員數を計出するに、禁軍歩騎軍兵員數三十五萬八千人、步軍指揮六四一・騎軍指揮四三七計一〇七八指揮となり、因つて一指揮兵員數は三百三十二人となる。此の一指揮兵員數を以て興國年間の禁軍歩・騎軍各兵員數を計算すれば、步軍十八萬八千九百八人、騎軍十一萬八百八十八人となる。同様の方法によつて祥符(至道・天禧年間の一指揮兵員數は約三三二人―三三一人)

7  
• 治平(全年間の一指揮兵員數三四〇人) 諸年次の騎軍兵員數を算定すれば本章(B)表の如くなる。  
宋史・兵志・馬政・大中祥符元年の條、長編卷七二・祥符二年秋七月辛酉の條、宋會要・馬政六・祥符三年二月並に七月の條、同書・兵・監牧・祥符四年十二月の條等。

8  
長編卷二六二・熙寧八年夏四月の條。